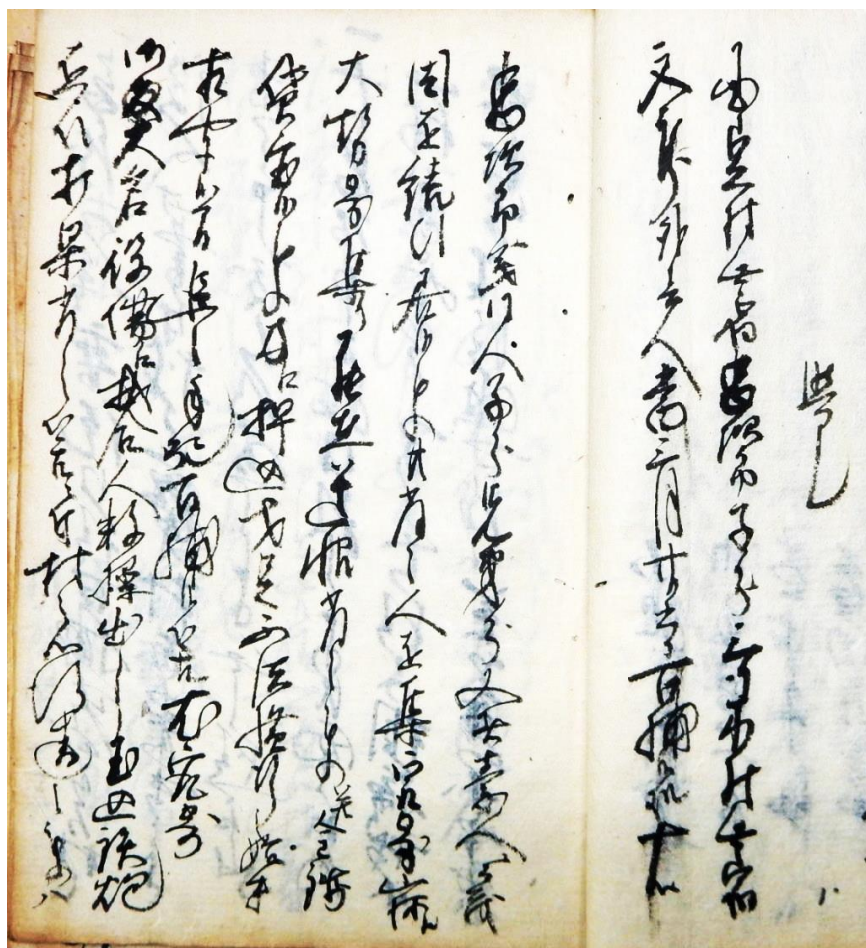


【25】上州新田郡境村 天保九年御用留

(三ッ木村文蔵召し捕り、国定村忠次郎他同類探索方御触書覚)

(伊勢崎市境東 福島英一家文書 P〇一一〇 No.一四三)



《釈文》

(前略)

覚

国定村無宿忠次郎子分・三ッ木村無宿

文蔵外吉人、当三月廿六日召捕候処、右

忠次郎義、同人子分・兄弟分、又者素人二而茂

因を結ひ居候もの共有之人を集、最寄山林江

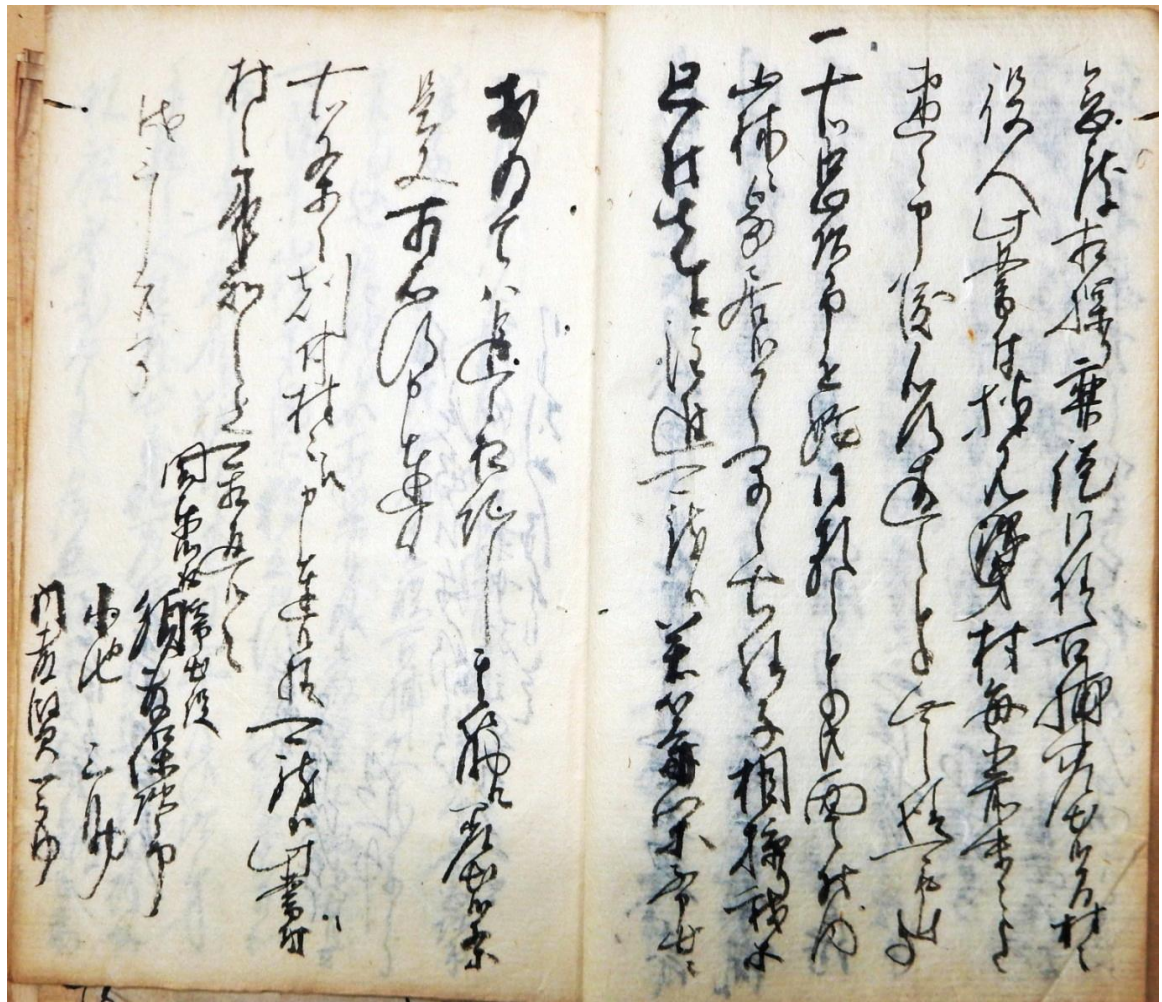
大勢寄り罷在、遺恨有之もの并金錢

貸置候もの方江押込、才足(催促)・不法・横行之始末

相聞候間、追々手配・召捕候筈、尤最寄

御大名役場江掛合、人数繰出し、玉込鉄炮

を以打果有之筈二付、村々心得違之もの八



急度相探り、奔徒同様召捕・差出候間、村々

役人、此書付披見次第村毎小前末々迄

速々申渡、心得違之もの無之様可取計事

右忠次郎を始、同類之もの共面々、村内

山林二寄居候八、早々右様子相掠り、我等

廻村先江注進可致候、若等閑不申出二

おゐて八、追々相糺し、其筋江差出候条、

是又可心得申達候

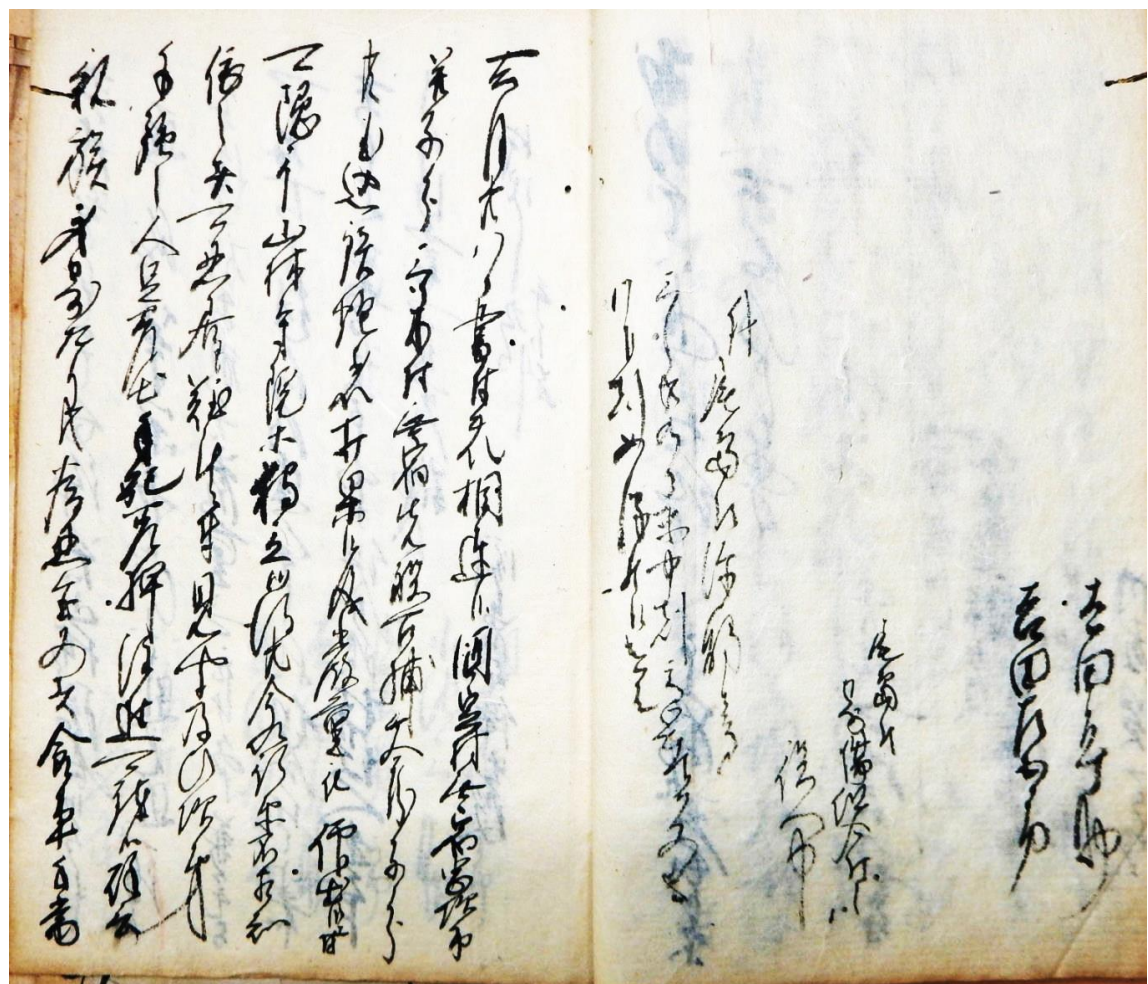
右条々刻付、村々江申達候様可致候、此書付

村々承知之上、可相返候、以上

関東御取締出役

戌三月廿八日

須藤 保次郎
小池 三助
内藤 賢一郎



太田平助
吉田左五郎

尾島村
寄場組合村々
役人中
付

尾島村添触吉通
三月廿九日未中刻、高岡村江又遣
同下刻、女塚村江遣候

去月廿八日、書付ヲ以相達候国定村無宿忠次郎

并子分、三ツ木村無宿先般召捕文蔵子分

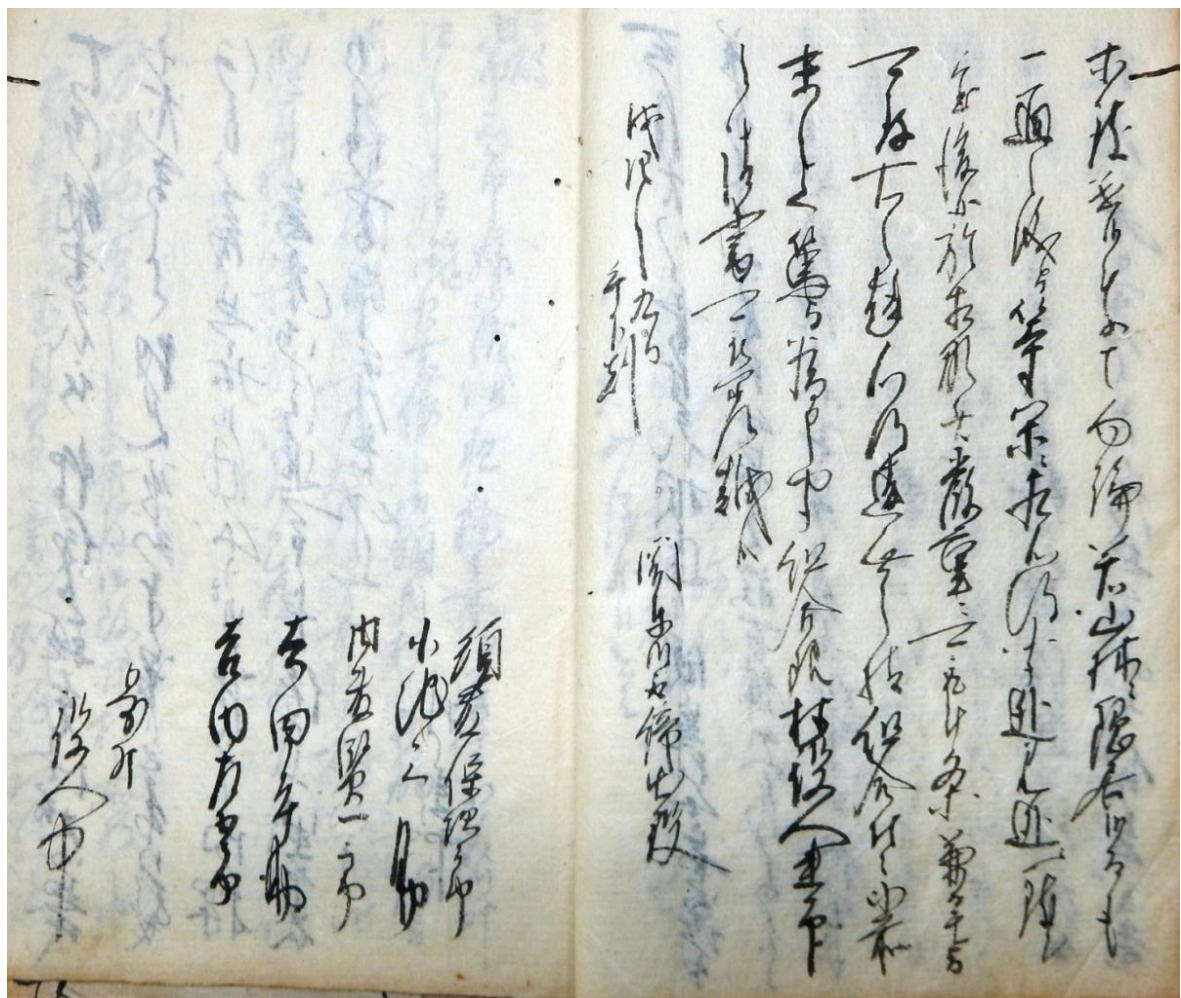
共、玉込鉄炮ヲ以打果候儀、嚴重被 仰出候二付、

可隠佇山林・寺院等狩立候得共、今以行衛不相知、

依之者、可忍居も難計二付、見聞及ひ次第

手強之人足差出、手配・差押・注進可致候、譬

親族・身寄たり共為忍置、又者食事手當



等致遣候もの者勿論、若山林二隠居候而も

一通之儀与等閑二相心得、聞逃・見逃二致シ

置、後より於相顕者、嚴重二可取計条、兼而其旨

可存、右之趣心得違無之様組合村々小前

末々迄篤与為申聞、組合限村役人連印

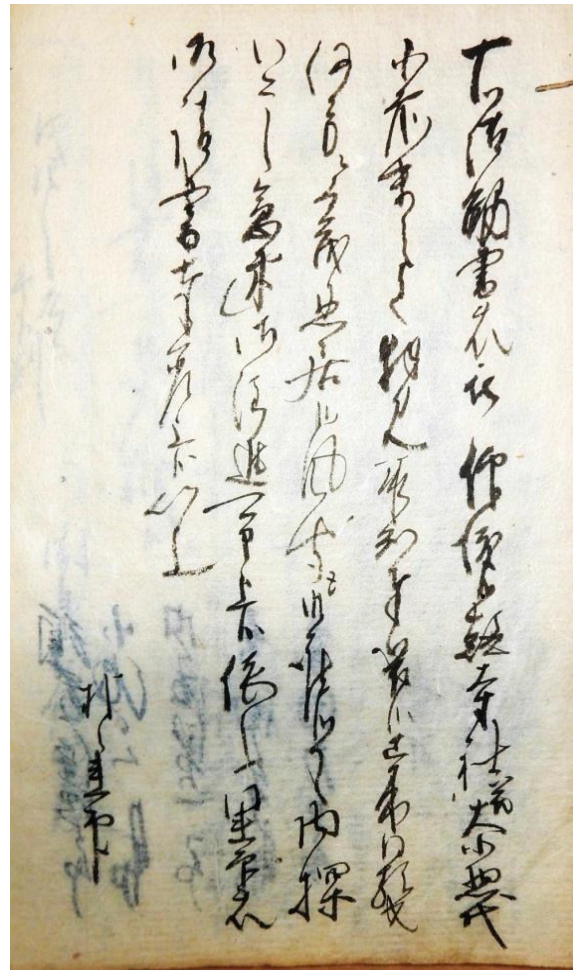
之請書可被差越候

戊四月九日 関東御取締出役

午下刻

須	小	内	太	吉
藤	池	藤	田	田
保次郎	三助	賢一郎	平助	左五郎

寄村
役人中



右御触書ヲ以被 仰渡候趣、寺社并大小惣代・
小前末々迄拝見・承知奉畏候、已来同類共、
何方二而茂忍居候風聞も御座候八、内探
いたし、急速御注進可申上候、依之一同連印ヲ以
御請書奉差上候、以上

村々連印

(後 略)

《読み下し文》

覚え

国定村無宿忠次郎子分・三ツ木村無宿
文蔵、外^{ほか}人、当三月廿六日召^めし捕^とり候^{ところ}処、右
忠次郎義、同人^{ごぶん}子分・兄^{きょうだい}弟分、又は、素^{しろうと}人にても
因^{いん}を結び居^ゐり候^{ところ}もの共^{ども}之^{これ}有^ある人^{ひと}を集^あめ、最^も寄^より山林^{さんりん}へ
大勢^{たいせい}寄^より集^あまり罷^かり在^あり、遺^い恨^{こん}之^{これ}有^あるもの並^{なら}びに金^{きん}銭^{せん}
貸^かし置^おき候^{ところ}もの方^{かた}へ押^おし込^こみ、才^{さい}足^{そく}不^ふ法^{ぽう}横^{ごう}行^{こう}の始^は末^{まつ}
相聞^{さうもん}き候^{ところ}間、追^お々^々手配^{てい}・召^めし捕^とり候^{ところ}筈^{はず}、尤^もも最^も寄^より
御大名役場^{ごだいめいやくばう}へ掛^かけ合^あい、人^{ひと}数^{かず}繰^くり出^でし、玉^{たま}込^め鉄^{てつ}炮^{ぱう}
を以^もて打^うち果^{くわ}たし之^{これ}有^ある筈^{はず}に付^に、村々^{むらむら}心^{こころ}得^え違^{ちが}いのもの^{もの}は
急^{きつと}度^ど相^{さく}探^{たん}り、突^{きつと}徒^と同^{どう}様^{やう}召^めし捕^とり・差^さし出^でし候^{ところ}間、村々

役人、此の書付披見次第村毎小前末々迄
速々申し渡し、心得違いのもの之れ無き様取り計らうべき事

右忠次郎を始め、同類のもの共面々、村内

山林に寄り居り候はば、早々右様子相掠り、我等

廻村先へ注進致すべく候、若し等閑申し出でざるに

おいては、追々相糺し、其の筋へ差し出し候条、

是れ又心得べく申し達し候

右条々刻付村々へ申し達し候様致すべく候、此の書付

村々承知の上、相返すべく候、以上

関東御取締出役

戊三月廿八日

須藤 保次郎

小池 三助

内藤 賢一郎

太田 平助

吉田 左五郎

尾島村

寄場組合村々

役人中

付けたり

尾島村添え触壱通

三月廿九日未中刻、高岡村へ又遣わす

同下刻、女塚村へ遣わし候

去月廿八日、書付を以て相達し候国定村無宿忠次郎

並びに子分、三ツ木村無宿先般召し捕り文蔵子分

共、玉込め鉄炮を以て打ち果たし候儀、厳重仰せ出され候に付、

隠れ付むべき山林・寺院等狩り立て候え共、今以て行衛相知れず、

之れに依れば、忍び居るべくも計り難きに付、見聞及び次第

手強の人足差し出し、手配・差し押さえ・注進致すべく候、譬え

親族・身寄りたり共忍び置かせ、又は食事手當て

等致し遣わし候ものは勿論、若し山林に隠れ居り候ても

一通りの儀と等閑に相心得、聞き逃し・見逃しに致し

置き、後より相顯れるに於いては、嚴重に取り計らうべき条、兼

ねて其の旨存すべし、右の趣心得違い之れ無き様組合村々小前

末々迄篤と申し聞かせ、組合限り村役人連印

の請書差し越されるべく候

戊四月九日

関東御取締出役

午下刻

須藤 保次郎

小池 三助

内藤 賢一郎

太田 平助

吉田 左五郎

寄り村

役人中

右御触れ書きを以て仰せ渡され候趣き、寺社並びに大小惣代・小前末々迄拜見・承知畏み奉り候、已来同類共、何方にても忍び居り候風聞も御座候はば、内探いたし、急速御注進申し上げるべく候、之れに依り一同連印を以て御請書差し上げ奉り候、以上

村々連印

《用語・地名等》

- ①【召捕…めしとる】罪人などを逮捕する。
- ②【素人…しろうと】ある事に経験のない、専門的でない人。
- ③【因を結ぶ・因縁を結ぶ…いんをむすぶ】仏法に縁を結ぶこと
- ④【遺恨…いこん】恨み。心残り。残念に思うこと。
- ⑤【押込…おしこむ】無断で他人の家などに立ち入る。無理に入る。侵入する。入り込む。
- ⑥【才足（催促）…さいそく】早くするように要求すること。
- ⑦【不法…ふほう】理屈に合わないこと。理不尽なこと。
- ⑧【横行…おうこう】自分勝手に歩き回ること。また、勝手な振る舞い。
- ⑨【始末…しまつ】終始。処置。事情。
- ⑩【手配…てはい】「てくばり」とも。人を要所に配置すること。準備をすること。手はずを整えること。
- ⑪【掛け合う…かけあう】談判・交渉する。
- ⑫【打ち果たす…うちはたす】武器などを用いて敵を倒すこと。
- ⑬【心得違い…こころえちがい】考え違い。道理に反した行為・考え。
- ⑭【急度…きつと】きびしく。必ず。間違いなく。たしかに。
- ⑮【披見…ひけん】書簡や文書などを開いて見ること。また、その内容を吟味すること。

を吟味すること。

- ⑯【取計…とりはからい】取り扱い。処分。処理。
- ⑰【面々…めんめん】各自。一人ひとり。みんな。
- ⑱【注進…ちゅうしん】ことがらを書き記して報告すること。申し述べること。
- ⑲【等閑…とうかん】「なおざり」とも。いい加減に取り扱うこと。ゆるがせ。おろそか。手落ち。怠慢。
- ⑳【糺す…ただす】吟味する。真相を明白にする。罪があるか取り調べる。
- ㉑【近世・尾島村…おじまむら】新田郡のうち。明和七（一七七〇）年以降は幕府領と旗本小林氏領の相給。村高は、「寛文郷帳」では畑方一九〇石余、「元禄郷帳」同高、「天保郷帳」一八九石余。幕末の改革組合高帳では、尾島村寄場組合二〇か村の寄場で、高一九〇石余、家数一六九軒。現在の太田市尾島町
- ㉒【近世・女塚村…おなづかむら】新田郡のうち。天和二（一六八二）年以降は幕府領と旗本小笠原氏領の相給。村高は、「寛文郷帳」で畑方二五〇石余、「元禄郷帳」二六二石余、「天保郷帳」二六二石余。田方の少ない畑作地帯で、日光例幣使街道の往来増加により、入用負担・人足差し出しに苦しむ。村境にある街道の土橋二か所の普請をめぐって隣村と争いが繰り返された。幕末の改革組合高帳では、尾島村寄場組合に属し、高二六二石余、家数一九軒。現在の伊勢崎市境女塚。
- ㉓【狩り立てる…かりたてる】獲物を捕らえるために追いたてること。
- ㉔【忍ぶ…しのぶ】人目につかないように身を隠す。人目を避ける。
- ㉕【計り難し…はかりがたし】見極められない。推測できない。納得できない。

②⑥【手強い…てごわい】相手としてなかなか打ち勝てないほど強い。対処し難いほど困難だ。てづよい。

②⑦【差押…さしおさう】押さえる。とめる。捕らえる。

②⑧【身寄…みより】みうち。親類。親族。

②⑨【一通…ひととおりの】普通。あたりまえ。一応。あらまし。

③⑩【兼而…かねて】事前に。前もって。あらかじめ。

③⑪【篤与…とくと】念を入れて。よくよく。よく注意して。

③⑫【差越す…さしこす】人や物品を送ってよこす。

③⑬【午下刻…うまげこく】午後十二時二十分～午後十三時の間、十二時四十分頃。

③⑭【内探…ないたん】内々で探査したり、密かに取り調べたりすること。

《内容解説》

今回紹介する文書は、上州新田郡境村（現伊勢崎市境東^{あすま}）名主・源次郎が、天保九（一八三八）年に書き留めた「御用留」の中の一節で、三ツ木村無宿文蔵の捕縛、国定村無宿忠次郎とその子分たちの搜索に関する二通の御触書写しなどである。前半部は、同年三月二十八日、関東取締出役の須藤保次郎ほか四名から尾島村寄場組合村々（二〇か村）役人中へ宛てた御触書、後半部は翌四月九日に関東取締出役の同人たちから寄り村（寄場組合村々）・役人中へ宛てた御触書及び村々連印請書である。

前半部の御触書には、次のようなことが記されている。我々（関東取締出役）は、先（天保五年七月）の島村伊三郎殺害一件で搜索中の三ツ木村文蔵ほか一人を三月二十六日に逮捕した。その際、親分の忠次郎は、子分・兄弟分の者たちを大勢集め、我々の旅宿・木崎宿近くの山林で氣勢を上げたりした。恨みがある者や金を貸してある者の家へ無断で侵入

し、支払いを催促したり、理不尽な行為や勝手な振る舞いをしたことも聞いている。この者たちも徐々に手配し、逮捕していく予定である。最寄りの大名役所へ交渉して、藩兵を繰り出し、玉込め鉄炮を使って敵を討ち果たすつもりである。（我等は）村の道理に反した行為や考えをもった者を必ず探索し、博徒同様に逮捕して役所へ差し出すので、村々役人はこの文書を開いて読み次第、この事を村ごとに小前末々まで申し渡し、考え違いの者が無いよう取り扱うこと。忠次郎を初め、同類の者どもが、各村内の山林に立ち寄っていたならば、その様子を探り、早々に我等の廻村先へ報告するように致せ。もしおろそかにして申し出なければ、取り調べてその筋へ（お前たちを）差し出すことになるので、これも心得ておくよう申し伝える、という内容である（付けたり部分は、省略）。

後半部の御触書については、以下の通りである。去る三月二十八日付け書状（前半部）で通達した国定村無宿忠次郎並びに子分、三ツ木村無宿で先般召し捕った文蔵の子分どもを玉込め鉄炮で打ち果たすという件について、（御公儀より）嚴重に命じられたので、（者どもが）隠れ^{たすん}んでいるであろう山林・寺院などを搜索したが、未だ^{いま}に行方^{ゆくえ}がわからず、これにより人目を避け潜んでいる所も推測できないので、見聞き次第に屈強の足人を差し出して捕らえ、報告するように。たとえ親族や身内であっても匿^{かくま}って置き、又は食事の手当てなどをする者は勿論、山林に隠れていても普通であるといい加減に心得て、隠れている噂を聞き逃したり、見つけても見逃しておき、後に顕在化した場合は厳しく処分されるので、前以てその趣旨を知っておくように。このことについて考え違いが無いように、寄場組合村々の小前百姓まで念入りに申し聞かせ、同組合ごとに村役人連印の請書を作成し、送ってよこすようにせよ。御触書は、このような内容であった。この御触書を寺社並びに寄場組合

村々の大小惣代・小前末々までが拝見し、一同連印の請書を作成し提出した旨が、最後尾に記されている。

島村伊三郎殺害一件から約三年八ヶ月、三ツ木村文蔵一名しか逮捕できていない現状があり、本史料の行間、特に最後尾の寄場組合村々から連印請書を提出させたことからは、幕府・関東取締出役たちの焦りが窺われる。当時、上野国の領主支配領域は、幕府領・旗本領・大名領などが錯綜し、「相給」支配も多く存在した（特に平野部）。忠次郎たち無宿者が、比較的自由に徘徊できる環境があり、彼らの搜索で頼みとなるのは、事件関係地域の寄場組合村々の大小惣代・百姓たちであった。厳しい文言（命令）でしか事態解決の糸口が見出せない点に、この自警組合（寄場組合）の課題があつたのかもしれない。実際に、忠次郎が捕縛されるのは、この十二年余り後の嘉永三（一八五〇）年夏である。

本史料は、『群馬県史 資料編14』（一九八六年）史料番号四八〇で採録されているが、前半部分の日付「三月廿七日」は、原本照合・後半部分の記述から、「三月廿八日」が正しいと考える。二通を書き留めた源次郎の職務に対する誠実さは、賞賛に値する。



当館所蔵「元禄十五年上野国絵図」（関係地域部分、1702年12月、P8710・No.1）